

太陽光発電設備施工ID等取得支援業務委託 仕様書

1 目的

本業務は、今後の戸建住宅をはじめとした建築物への太陽光発電設備の普及を見据えて、既存建築物も含めた建築物への設備設置、そのメンテナンスといった増加が見込まれる需要に対し、市内の中小事業者が受け皿となることにより、市内経済の活性化につなげるとともに、脱炭素社会の構築に寄与するため、市内の中小事業者に対して、太陽光発電設備設置能力の向上を図る支援業務を実施するものである。

2 業務概要

市内中小企業者を対象に、需要増加が見込まれる太陽光発電設備設置に関する知識の普及と実技の習得を目的として、太陽光発電設備のメーカーと調整し、当該メーカーが認定する施工ID・電気ID習得に向けた研修を企画・実施する。

3 業務内容

(1) 研修事業の実施

受注者は、研修受講者が太陽光発電設備メーカーの認定する施工ID・電気IDの取得をするための研修を、太陽光発電設備メーカーと調整の上、企画・実施すること。

また、受注者は研修受講者の施工ID・電気ID認定に必要となる研修費用を負担する。

ア 研修受講の対象者

太陽光発電設備設置を担う事業者のうち、次に掲げる要件の全てに該当する市内の中小企業者に所属する社員

- (ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (イ) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく保険対象業種に属する事業を主たる事業とする中小企業者
- (ウ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有していない事業者
- (エ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有していない事業者

イ 施工ID・電気ID想定認定者数

施工ID・電気IDの両方を取得した想定認定者数は、延べ225名以上とする。

ただし、受注者は、当該事業の目的に沿って、予算の範囲内にてより多く

の施工 I D ・ 電気 I D 認定者を確保するよう努めること。

ウ 研修の企画

受注者は国内住宅用太陽光発電設備の今後の設置状況、既存施設のメンテナンスなどを考慮し、研修を受講者した者が将来的に事業に結び付けられるよう研修の企画を行うこと。

合わせて、市内事業者が研修の受講がしやすいよう工夫すること。

エ 研修受講者の募集

発注者と受注者は連携して、研修受講者の募集を行うものとする。

受注者は企画した研修内容を周知するための広報物を作成すること。発注者はその広報物を用いて研修受講者の募集を行うこと。

なお、研修受講者の受付は発注者が行い、受け付けた研修受講希望者の名簿を受注者と共有するものとする。

オ 研修受講者との連絡調整

受注者は発注者から共有された研修受講希望者の名簿により、研修受講希望者と研修受講に係る連絡調整を行うものとする。

(2) 留意点

ア 受注者は研修受講者の研修費用を負担するが、研修を受講後に認定が得られない場合は、その費用は負担しないこと。

なお、受注者は事前にその旨を研修受講者に明示しなければならない。

イ 受注者は申込状況等を踏まえて、多くの市内事業者が研修を受講できるよう配慮すること。

ウ 研修の企画内容については、実現可能なものを提案すること。

4 契約期間

契約締結日から令和 6 年 2 月 2 8 日まで

5 報告書

3 (1) 及び(2)の業務について、委託業務期間終了時に発注者へ電子データによる報告書を提出すること。

また、研修対象者が取得した認定証の写しを添付すること。

なお、その他発注者が本業務に関連して必要と認めるものを成果物に含めること。

6 個人情報及び機密に属する情報の保護等

(1) 本市から貸与する個人情報及び機密に属する情報については、紙媒体、電子

- 媒体を問わず、管理者の責任において厳重に管理すること。また、これらの情報については、接触する者を最小限に限定するとともに、接触する場合にも必要最小限の対象者分に係る必要最小限の情報のみを処理することとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た個人情報及び機密に属する情報を、受託者の担当外部部門及び連結子会社等のグループを含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。これは、業務遂行後も同様とする。また、業務遂行に当たり本市が提供する資料・データに関する取扱いも同様とし、業務完了の際に納品物とともに返却すること。
 - (3) 受託者は、この契約を履行する受託者の社員、その他の者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。

7 著作権等

- (1) 契約期間終了後、本仕様による成果物について、本市がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。
- (2) 成果物に含まれる著作権等は、本市が保有するものとするが、うち一部に受託者に属する著作権者人格権が残存する場合には、その内容を納品時にすべて明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による本市の承諾を要するものとする。
- (3) 業務が、本市以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認すること。
- (4) 本委託業務により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発注者に帰属するものとする。

8 業務全般における要件

- (1) 「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方」、及び「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」を踏まえて業務を行うこと。
- (2) 市の条例、規則等を遵守し、本市の立場に立ち、業務を行うこと。
- (3) 業務内容に適合しないものあることが発見された場合は、市の指定する期限内に修正を行い、その検査を受けること。
- (4) 業務の円滑な履行について、迅速、柔軟に対応すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項、もしくは不明な点がある場合は、市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること
- (6) 業務の進捗状況等、定期的に本市に報告すること。
- (7) 受託者は、本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。
- (8) 本委託業務によって得られた情報は川崎市に帰属するものとし、許可なく使用及び譲渡並びに公表してはならない。